

■ 1つの工事について

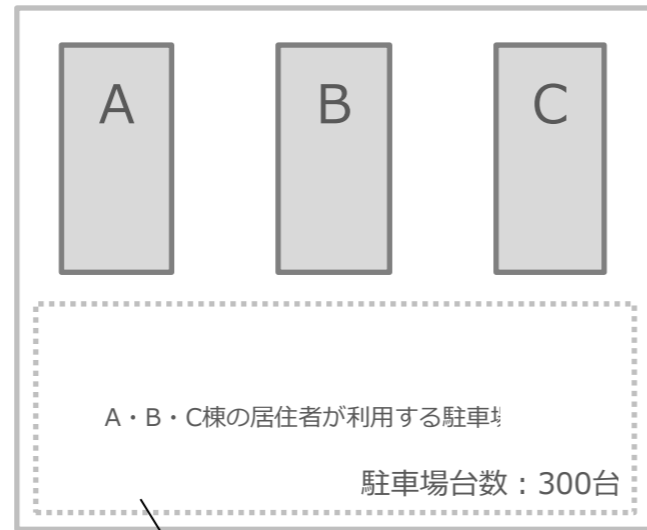
交付規程第6条第2項第一号に定める一つの工事とは、原則、同一施設に属する駐車場に充電設備を設置する工事をいい、同一施設に属する駐車場が複数あり、別の駐車場に設置する場合も一つの工事という。

【マンション等への設置】

マンション等の駐車場に設置する場合は、状況により1つの工事の考え方が異なります。

ケース 1)

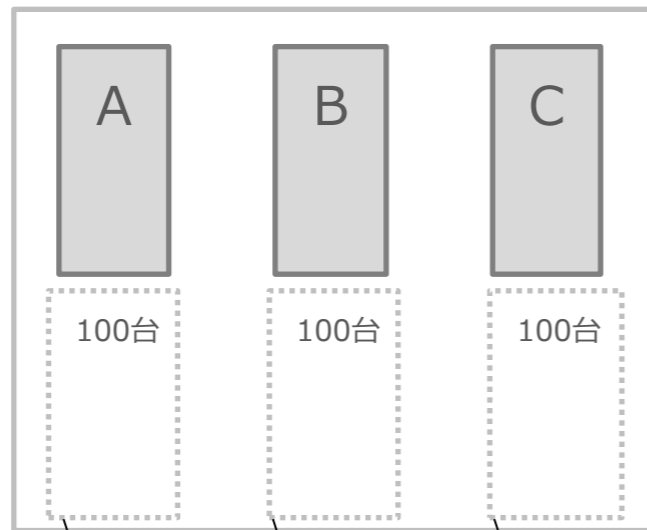
複数棟の居住者が共同で利用する駐車場の場合



複数棟の居住者が共同で利用する駐車場に設置する場合は駐車場全体で「1つの工事」となります。

ケース 2)

各棟の居住者用ごとに駐車場が分かれている場合



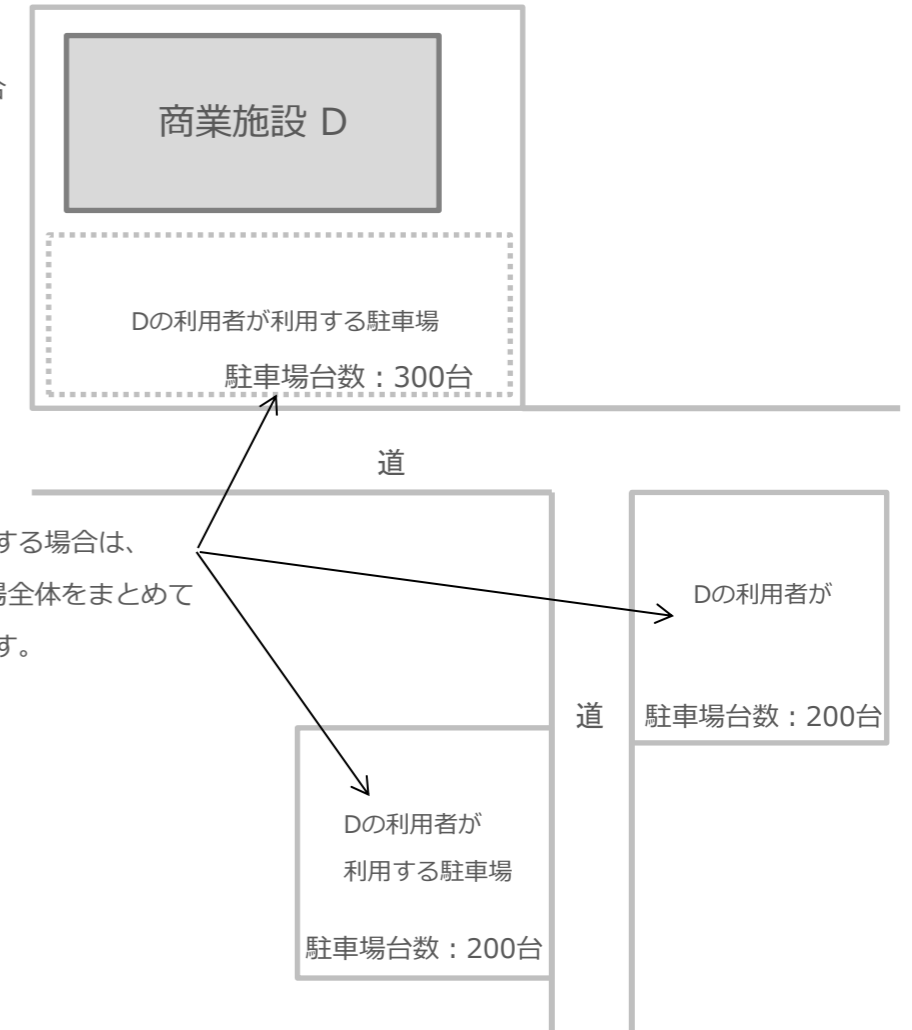
各棟の居住者用ごとに分かれている駐車場に設置する場合は、それぞれの駐車場ごとに1つの工事となります。

それぞれの工事が「1つの工事」となります。

【マンション等以外への設置】

ケース 1)

商業施設などで複数の駐車場に設置する場合



ケース 2)

商業施設、事務所工場などで複数の敷地内に設置する場合

施設が複数の敷地にまたがり、それぞれに設置する場合は、同一施設とし、「1つの工事」となります。

